

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 9 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800161号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800072号

第1 結論

請求者のA社における平成9年4月1日から平成10年2月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年4月から平成10年1月までの標準報酬月額については、20万円から59万円とする。

平成9年4月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月1日から平成10年2月28日まで

ねんきん定期便を確認したところ、請求期間のA社に係る標準報酬月額及び厚生年金保険料納付額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額及び給与から控除されていた保険料額より低くなっていた。同社で自分は建設現場の管理及び事務を担当していたが、請求期間の標準報酬月額が低くなっていることは知らず、同社が給与から厚生年金保険料を不正に高く控除するようなことは行っていないと記憶している。調査の上、請求期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、請求者が主張する59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日(現在の記録では平成10年3月1日)より後の同年3月2日付けで、平成9年10月の定時決定が取り消され、同年4月1日の資格取得時に遡って20万円とする減額処理が行われていることが確認できる。

また、A社の元取締役は、同社が廃業する平成10年頃の経営状況は悪かったと思う旨の陳述をしているほか、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成10年2月28日に資格喪失している14人(請求者及び現在は資格喪失日が平成10年3月1日に記録訂正されている者を含む)のうち13人について、同年3月2日付けで平成9年4

月1日に遡って標準報酬月額が減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本によると、請求者は請求期間において同社の取締役であったことが確認できるが、請求者は、自分の担当業務は建設現場の管理及び事務であり、請求期間に係る標準報酬月額が低額となっていることは知らなかったと主張しているところ、前述の元取締役は、社会保険事務所（当時）への届出など対外的なことは事業主が行っていたと陳述しているほか、請求者の仕事内容は現場の管理及び事務補助であり、現場でほかの作業員と同じように作業をし、現場の仕事が忙しくないときに事務を手伝っていた旨、陳述していることから、請求者は当該標準報酬月額の減額訂正処理には関与していなかったものと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間の標準報酬月額について、平成10年3月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものとは考え難く、平成9年4月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、請求者の請求期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。